



国民年金

Q&A

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課
☎40-5556
栃木社会保険事務所
☎0282-22-6074、4134

障がい基礎年金とはどのようなものですか？

◆こんな人が受給できます

国民年金に加入中、もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間に初診日（障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日）がある人。

障がい認定日（初診日から1年6か月を経過した日、またはそれ以前に症状が固定した日）において、国民年金法で定める障がい等級表1級または2級の障がいの状態にある人。

障がい認定日に障がい等級に該当しなくても、その後65歳までに重くなれば、事後重症による請求ができます。

身体障がい者手帳などの等級とは異なる場合があります。

◆受給するための保険料納付要件があります

初診日の前日において、①または②のいずれかの要件を満たしていること。

①初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間（免除期間や学生の納付特例期間を含む）が3分の2以上あること。

②初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日のある月の前々月までの直近1年間のうちに保険料の未納がないこと。

◆20歳になる前に障がいをおった人は

20歳前に障がいをおった場合は、20歳になったとき（障がい認定日が20歳以降の場合は、その障がい認定日）に障がい等級表の1級または2級の障がいの状態にあれば、受給できます。20歳前の傷病により受給する人は、保険料を納めた期間は問われません。そのため、所得制限が設けられており、本人に一定額以上の所得がある場合は、年金額の全額または半額が支給停止になります。

◆受給額

障がい基礎年金額（年額）

1 級	990,100円
2 級	792,100円

金額は平成22年度のものです。

受給者に生計を維持されている子がいる場合は加算があります。（子とは、18歳になる年度の末日までの子、または20歳未満で1級・2級の障がいのある子に限ります。）

1人目・2人目	各227,900円
3人目以降	各 75,900円

◆請求先

下野市役所 市民課（国分寺庁舎） 国保年金グループ ☎40-5556